

《消防署からのお知らせ》



◎ 11月9日は「119番の日」

この日は、消防に対する正しい理解と認識をさらに深めるとともに、防火防災意識を高め、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年より11月9日を「119番の日」としています。

◎ 必ず119番に掛けましょう!!

まず、119番通報をするとむつ市にある消防本部通信指令課へ繋がります。そこでは、下北管内の火災・救急・救助等すべての災害に対する窓口をしています。通報された内容に基づき、災害場所へ近い消防署へ出動指令を出すことで各消防署から消防車両が出動します。



通報段階で場所が特定できていれば消防車及び救急車は出動します。そのため消防署、又は分遣所へ直接電話するよりも出動が迅速になります。

『なぜ消防署又は分遣所へ直接通報すると遅れてしまうか?』というと、本来、消防署及び分遣所から通報段階で出動している職員が通報相手から災害についての詳細を聴取した後に、下北管内の災害を把握していなければならない通信指令課へ聴取した通報内容を連絡しなければならないからです。そのため通常の119番通報をした時よりも出動が遅れてしまいます。

「少しでも早く来て欲しい! 早く助けて欲しい!」

そんな時は、誰もが頭の片隅にある『119番』へ必ず通報するようにしましょう。

◎ 住宅用火災警報器は取り付けしましたか?

火災が起きた際に、いち早く教えてくれる火災警報器。取り付けによって自分自身の身を守ってくれる火災警報器。取り付けによって助かる可能性が高くなります。

設置がまだの方は、早めの設置をお願いします。

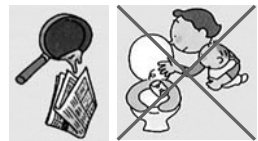


水資源サービス課 下水道グループからのお知らせ

下水道へ加入されている皆様へ

水に溶けない繊維素材、生活残飯、海草類、頭髮、プラスチック片等は下水へ流さないようお願いします。

- ・水洗トイレでは、トイレットペーパー以外は流さないようご協力下さい。
- ・生活残飯及び使用済食用油、頭髮等は、燃えるゴミとして処分してください。



下水道へ加入されていない皆様へ

下水道供用開始地区において、まだ加入されていないご家庭は、加入促進にご協力頂きますようよろしくお願いします。

合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽・し尿処理用便槽の撤去に補助金が支給されます。

下水道施設が整備されていない地域において、補助金の交付決定を受けた日から令和2年1月末日までに合併浄化槽の設置が完成し、令和元年11月末日までに補助申請ができる方を対象とします。



なお、補助金の交付決定前に施工した場合は補助対象としませんのでお気をつけ下さい。詳しくは、水資源サービス課までお問い合わせ下さい。

問合せ先 : 東通村水資源サービス課 下水道グループ ☎ 27-2111 (内線456・457)

水質検査結果のお知らせ

令和元年9月5日に実施した水道水水質検査結果は下表のとおりです。
検査依頼先:(一財) 青森県薬剤師会 食と水の検査センター

採水年月日	採水場所	検査判定
令和元年9月5日	岩屋浄水場	水質基準に適合
令和元年9月5日	野牛浄水場	水質基準に適合
令和元年9月5日	大平滝浄水場	水質基準に適合

※ 定期検査のほか、毎日各浄水場の水質検査を行い、安全で良質の水を供給できるよう維持管理しております。水質検査に関するご質問やご意見は水資源サービス課(上水道グループ)までご連絡ください。

☎ 27-2111(内線452)